

つるがしま男女共同参画推進プラン（第5次）概要

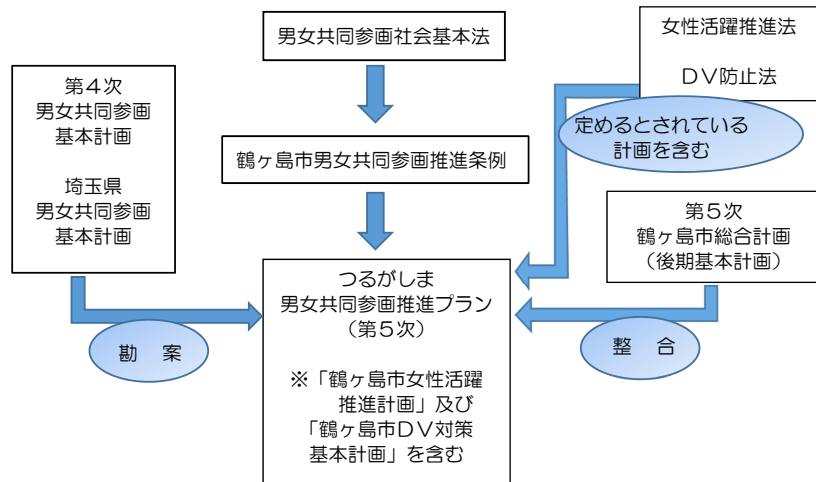
1 計画策定の趣旨

鶴ヶ島市では、平成9年に市の男女共同参画に関する施策を総合的に実施するための行動計画「つるがしま男女共同参画プラン」を策定し、それから5年ごとに計画を見直し、市の男女共同参画の推進に取り組んできました。

平成22年には、男女共同参画社会を市民と市が一体となって築くために「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」を制定しました。条例制定後初となる「つるがしま男女共同参画推進プラン（第4次）」では、平成24年度から平成28年度を計画期間とし、条例で定めた6つの基本理念を計画の基本理念に据え、市の男女共同参画を推進してきました。

第4次プランの計画期間終了に伴い、これまでの取組から必要なものを継承するとともに、新たな課題に適切に対応し、平成29年度からの本市の男女共同参画をさらに着実に推進していくために「つるがしま男女共同参画推進プラン（第5次）」を策定します。

2 計画の位置づけ



3 計画の期間

平成29年（2017年）度から平成33年（2021年）度の5年間とします。

4 男女共同参画の現状と課題

- (1) 性別による固定的な役割分担意識の解消

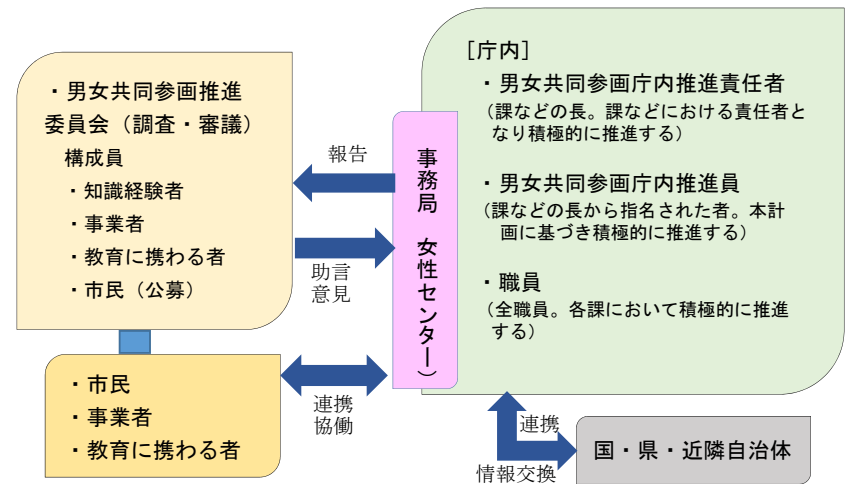
男女とも個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かな社会を実現するために、依然として残る「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」のような、性別による固定的な役割分担意識を解消する必要があります。
- (2) 女性が活躍するための環境整備

女性があらゆる分野で活躍するために、制度を整えるだけでなく、長時間労働等これまでの男性中心型の働き方を見直し、誰もが活躍できる環境整備に取り組む必要があります。また、社会全体で女性の活躍を応援していく意識の醸成が求められます。
- (3) 貧困の拡大への対応

格差が広がり、子どもの貧困が増加する中で、ひとり親や非正規雇用で生活上の困難に陥りやすい女性への支援及び貧困の連鎖を断ち切るための取組が必要です。また、女性も男性も長期的な展望に立って安心して働ける雇用環境の整備が求められます。
- (4) 性別に起因する暴力の防止と支援体制の強化

ドメスティック・バイオレンス[※]やストーカー行為[※]など、性別に起因する暴力事案や相談件数が増加の一途をたどっていることから、性別に起因する暴力を未然に防ぐための対策や被害者へのケア、自立支援に向けた支援体制の強化が重要です。

5 計画の推進体制



6 計画の体系

めざす姿	基本理念	基本目標	施策
<p>人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を發揮できるまち</p>	<p>(1) すべての人が、性別による差別的な取扱いを受けず、能力を發揮する機会が保障され、一人の人間として尊重されること</p> <p>(2) ジェンダー[*]に基づいた社会の制度又は慣行が、男女共同参画社会の実現を阻害することのないように配慮されること</p> <p>(3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動並びに方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること</p> <p>(4) すべての人が、それぞれの性を理解し、妊娠、出産などの性に関することについての自らの意思が尊重され、生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう配慮されること</p> <p>(5) 男女共同参画社会を実現するための取組に際しては、国際社会の動向に配慮すること</p> <p>(6) すべての人が、男女共同参画社会の実現に向けた自らの責務を自覚し、社会のあらゆる分野において、主体的にその役割を果たすこと</p>	<p>I 男女共同参画の意識づくり</p>	<p>1. 男女共同参画に関する理解の促進</p>
		<p>II ワーク・ライフ・バランス[*]の推進</p> <p>鶴ヶ島市 女性活躍推進計画</p>	<p>2. 性別による固定的役割分担意識の解消</p>
		<p>III すこやかで安心できる安全な暮らしの実現</p> <p>鶴ヶ島市 DV対策基本計画</p>	<p>3. 女性活躍推進法の普及啓発</p>
		<p>IV 男女共同参画を推進する体制の充実</p>	<p>4. 長時間労働の見直し</p>
			<p>5. さまざまな働き方の普及</p>
			<p>6. 就業の平等を実現するための支援</p>
			<p>7. 子育て家庭への支援</p>
			<p>8. 介護が必要な家庭への支援</p>
			<p>9. 男性の家事・育児・介護への参画支援</p>
			<p>10. 地域活動への参画促進</p>
			<p>11. DVに関する正しい理解の普及</p>
			<p>12. 相談機能の充実</p>
			<p>13. 被害者の安全確保と自立支援</p>
			<p>14. 関係機関との連携</p>
			<p>15. 困難を抱えた女性への支援</p>
			<p>16. 生涯を通じた女性の健康支援</p>
			<p>17. 男女共同参画の視点からの防犯・防災対策の充実</p>
			<p>18. 市役所における推進体制の強化</p>
			<p>19. 様々な機関との連携による推進体制の強化</p>
			<p>20. 女性センターを拠点とした推進体制の強化</p>